

# 産業廃棄物の適正処理について

令和6年2月2日  
長崎県資源循環推進課

# もくじ

1. 全国の産業廃棄物の状況
2. 長崎県の産業廃棄物の状況
3. 最近の法令の改正について
4. 排出者責任について
5. 不適正処理・行政処分事例
6. 優良産廃処理業者について
7. その他

# 全国の産業廃棄物の状況

# 産業廃棄物の排出・処理状況（令和2年度実績）

## （1）全国の産業廃棄物の総排出量は約3.73億トン

近年は4億トン以下で推移しており徐々に減少傾向  
（前年比約1,200万トン（約3.1%）減少）

## （2）業種別排出量は上位5業種で総排出量の8割以上

上位5位までの業種は例年同じ。

- ①「電気・ガス・熱供給・水道業」、②「農業、林業」、③「建設業」、
- ④「パルプ・紙・紙加工品製造業」、⑤「鉄鋼業」

## （3）種類別排出量は上位3品目で総排出量の8割以上

上位3位までの種類は例年同じ。

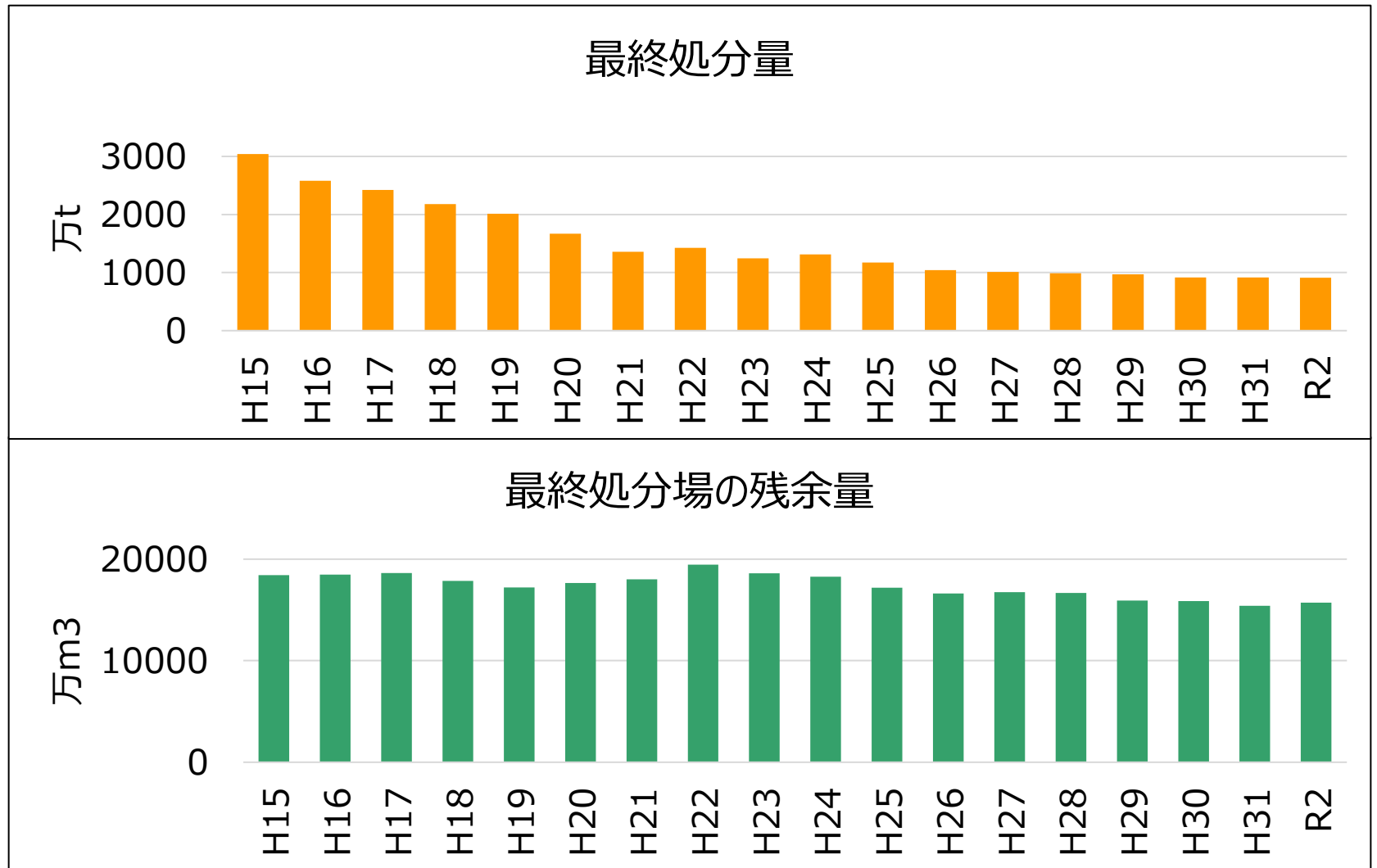
- ①「汚泥」、②「動物のふん尿」、③「がれき類」

## （4）最終処分量は全体の約2%、再生利用量は約53%

最終処分量は例年（ほぼ）減り続けている。

再生利用量はここ10年くらいは横ばい。

# 最終処分量の推移



最終処分量は減り続けているが、近年は排出量比約3%で推移。  
残余量はほとんど変わらず横ばい。

# 長崎県の産業廃棄物の状況

# 産業廃棄物の排出・処理状況（令和元年度実績）

- (1) 長崎県の産業廃棄物の総排出量は約487万トン  
前回調査（H26）時と比べると約40万トン（約8%）増加。
- (2) 業種別排出量は上位2業種で総排出量の約7割  
上位4位までの業種、割合ともに前回調査（H26）時とほぼ同じ。  
①「電気・水道業」、②「農業・林業」、③「建設業」、④「製造業」
- (3) 種類別排出量は上位4品目で総排出量の9割以上  
上位4位までの種類、割合ともに前回調査（H26）時とほぼ同じ。  
①「動物のふん尿」、②「汚泥」、③「ばいじん」、④「がれき類」
- (4) 最終処分量は全体の5%、再生利用量は64%  
前回調査（H26）時と比べると最終処分率は1ポイント上昇。  
再生利用率は4ポイント改善。

# 産業廃棄物に関する目標値 ＜長崎県廃棄物処理計画＞

令和7年度における排出量等の目標値を以下のように設定します。

- ◎排出量 令和元年度の排出量「486万8千トン」に維持します。
- ◎再生利用量 排出量の「66%」に増加させます。

単位：千 t

	平成26年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和7年度 (予測値)
排出量	4,469	4,868	5,142
再生利用量	2,702(60%)	3,117(64%)	3,378(66%)
最終処分量	180	224	234

**産業廃棄物の処理において再生利用(リサイクル)を推進する仕組みが必要！**

★循環型社会形成推進基本法における処理の「優先順位」

[1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分との優先順位

→産業廃棄物処理業者の皆さまの協力が不可欠



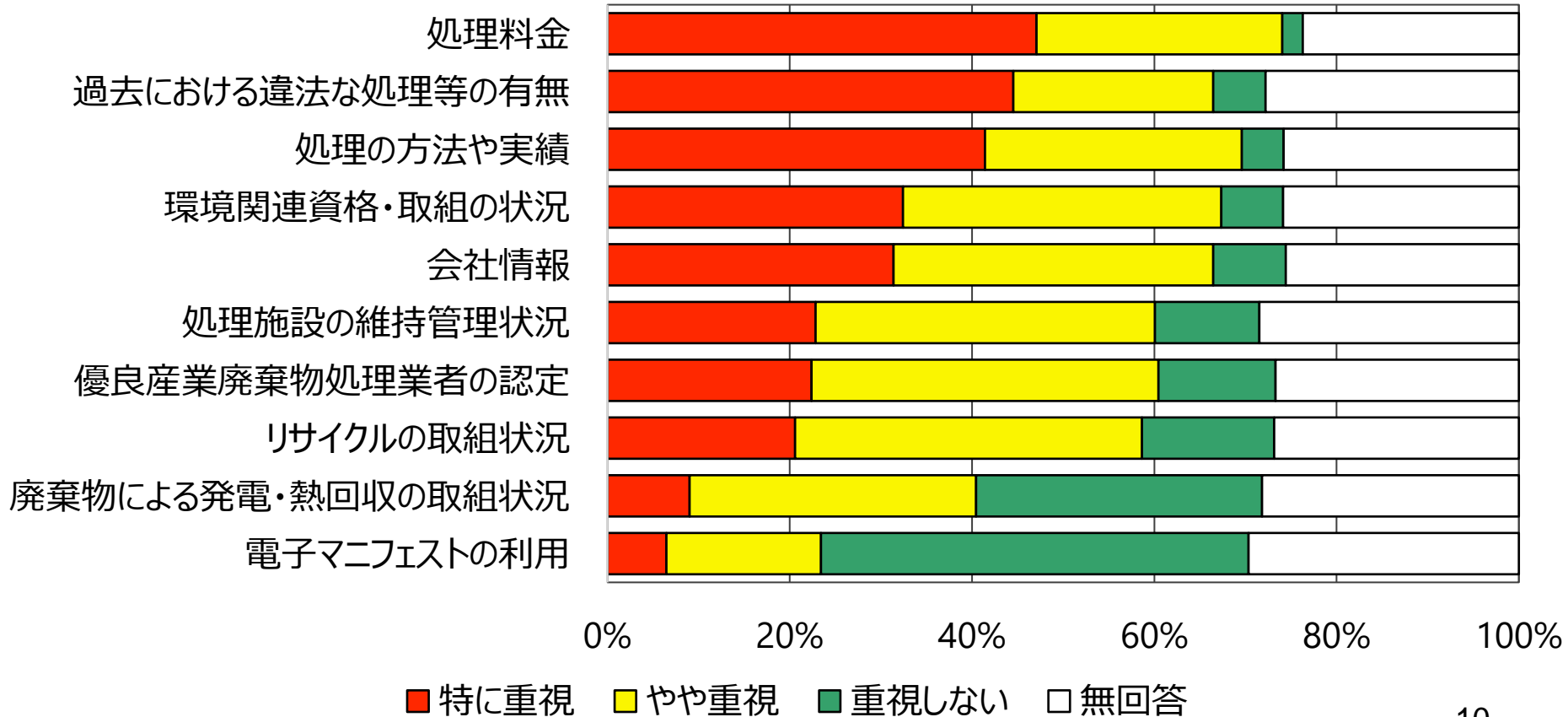
# 計画での種類別目標値

産業廃棄物の種類		主な排出業種	令和元年度の 処理状況	令和7年度における 数値目標
燃え殻		電気業	[再生利用] 排出量の23%	[再生利用] 排出量の <b>47%</b>
汚泥	有機性汚泥	製造業 水道業（下水道）	[再生利用及び減量化] 排出量の100%	[再生利用及び減量化] 排出量の100%
	無機性汚泥	建設業、製造業 水道業（上水道）	[再生利用及び減量化] 排出量の98%	[再生利用及び減量化] 排出量の <b>100%</b>
木くず		建設業	[再生利用及び減量化] 排出量の99%	[再生利用及び減量化] 排出量の <b>98%</b>
金属くず		製造業	[再生利用] 排出量の94%	[再生利用] 排出量の <b>98%</b>
ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず		建設業 製造業	[再生利用] 排出量の71%	[再生利用] 排出量の <b>75%</b>
鋳さい		製造業	[再生利用] 排出量の20%	[再生利用] 排出量の <b>90%</b>
がれき類	コンクリート片	建設業	[再生利用] 排出量の99%	[再生利用] 排出量の <b>100%</b>
	廃アスファルト	建設業	[再生利用] 排出量の100%	[再生利用] 排出量の <b>100%</b>
	その他の建設廃材	建設業	[再生利用] 排出量の84%	[再生利用] 排出量の <b>95%</b>
動物のふん尿		農業（畜産業）	[再生利用及び減量化] 排出量の100%	[再生利用及び減量化] 排出量の100%
ばいじん		電気業	[再生利用] 排出量の89%	[再生利用] 排出量の <b>90%</b>
その他の種類 （特別管理産業廃棄物を除く）		全業種	[再生利用] 排出量の58%	[再生利用] 排出量の <b>90%</b>

# 排出者が求める処理業者

処理料金の他に、違反の有無や処理方法や実績（処理能力、産業廃棄物の種類など）を重視して処理業者を選定しています。

（平成28年に長崎県内の3, 344事業所へ調査。回答数1, 345）



# 最近の法令の改正について

# 最近の法令の改正

- ◎平成28年4月1日施行 廃水銀等を特別管理産業廃棄物に指定
  - ・試験研究機関や水銀を回収する施設等から出た水銀が該当
- ◎平成29年10月1日施行
  - ・蛍光灯、温度計、血圧計などを水銀使用製品産業廃棄物に指定。
  - ・この他、水銀含有ばいじん等も指定。
  - ・産業廃棄物収集運搬業の添付様式の一部が施行規則で統一
- ◎平成30年4月1日施行
  - ・マニフェスト制度の強化
  - ・特別管理産業廃棄物の多量排出事業者における電子マニフェストの義務化 (R2.4.1)
  - ・2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例
  - ・有害使用済機器の保管・処分の届出
- ◎令和元年9月4日施行
  - ・優良認定処分業者による廃プラスチック類の保管上限の増加
- ◎令和元年12月14日施行
  - ・欠格要件の改正
- ◎令和2年2月25日及び10月1日施行
  - ・優良認定の申請のタイミングの変更 (R2.2.25)
  - ・優良認定基準の改正 (R2.2.25、R2.10.1)

# 最近の法令の改正

## ～水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いについて～

### ○廃水銀等（特管産廃）

現在の許可証に「廃水銀等」の記載が無い処理業者は、変更許可申請をして許可を受けなければ取扱いができません。

### ○水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等（普通産廃）

現在の許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載が無い処理業者は、変更許可申請をして許可を受けなければ取扱いができません。

(参考) 水銀廃棄物ガイドライン 第3版 (環境省 令和3年3月)

# 最近の法令の改正

## ～マニフェスト制度の強化について～

### ◎マニフェスト制度の強化

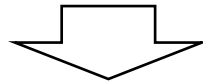
マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化

従前: 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

⇒改正後: **1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

### ◎特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に係る電子マニフェストの義務化

**前年度実績**において、**特別管理産業廃棄物**(廃PCB等を除く。)**の多量排出事業者**(50t/年以上)となった者については、**令和2年度から電子マニフェストの利用が義務化**されました。



当然ながら、電子マニフェスト義務化対象の排出事業者は、**電子マニフェストを利用可能な収集運搬業者、処分業者に委託する必要がある**ため、基本的に未加入の処理業者は収集・運搬又は処分を受託することができなくなりました。

※今のところ、義務化の対象範囲は広くありませんが、将来的に義務化の対象範囲が拡大する可能性は十分にありますので、システムの概要だけでも今のうちに理解しておくことをお勧めします。

※添付のチラシを参照ください((公財)日本産業廃棄物処理振興センター作成)。

# 最近の法令の改正

## ～欠格要件の改正について～

### 令和元年12月14日施行

- ・成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律により、廃棄物処理法の欠格要件の一部が改正されました

改正前	改正後
・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (他の要件は省略)	・心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として <u>環境省令で定めるもの(注)</u> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (他の要件は省略)

(注)環境省令で定めるものとして、「**精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者**」が規定されました。

許可の申請等においては、これまでどおり「**登記されていないことの証明書**」又は「**精神機能の障害の有無に関する医師の診断書**」を提出していただく必要があります。

※「**登記されていないことの証明書**」を提出された場合であっても、必要に応じ、「**精神機能の障害の有無に関する医師の診断書**」の提出を求める場合があります。

# 排出者責任について

## ～処理業者視点～



# 排出者責任

## ○廃棄物処理法第11条

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理※しなければならない ※委託する場合を含む。

廃棄物の処理を委託した場合、自らの産業廃棄物が適正処理されたことを確認する責任は、**排出事業者**にある！

- ・処理業者の選択
- ・委託契約書作成
- ・マニフェスト交付
- ・書類の管理・保管
- ・実地確認
- ・etc...

近年、大規模な不法投棄や違法焼却といった事例は減少傾向にありますが、一方、廃棄物処理法の認識不足による委託契約やマニフェストに係る違反事項が散見されており、排出者責任が果たされていないケースが確認されています。

### ○【平成28年】

廃棄物処理されたはずの冷凍カツが食品として不正転売された事件は大きな社会問題となりました。排出者責任の強化の原因に…

# よく見る違反事例（契約書・マニフェスト）

## ○委託契約書にかかる違反事例（比較的多いもの）

- ◎ そもそも作成していない（後で作成すればよいと思っていた等）
- ◎ 必要事項が記載されていない
  - ・ 収集運搬の契約の場合、予定運搬先（目的地）が未記入
  - ・ 中間処理の契約の場合、予定最終処分先が未記入
  - ・ 料金に関する事項が未記入
- ◎ 許可証が添付されていない（最新のものではない）

## ○マニフェストにかかる違反事例（比較的多いもの）

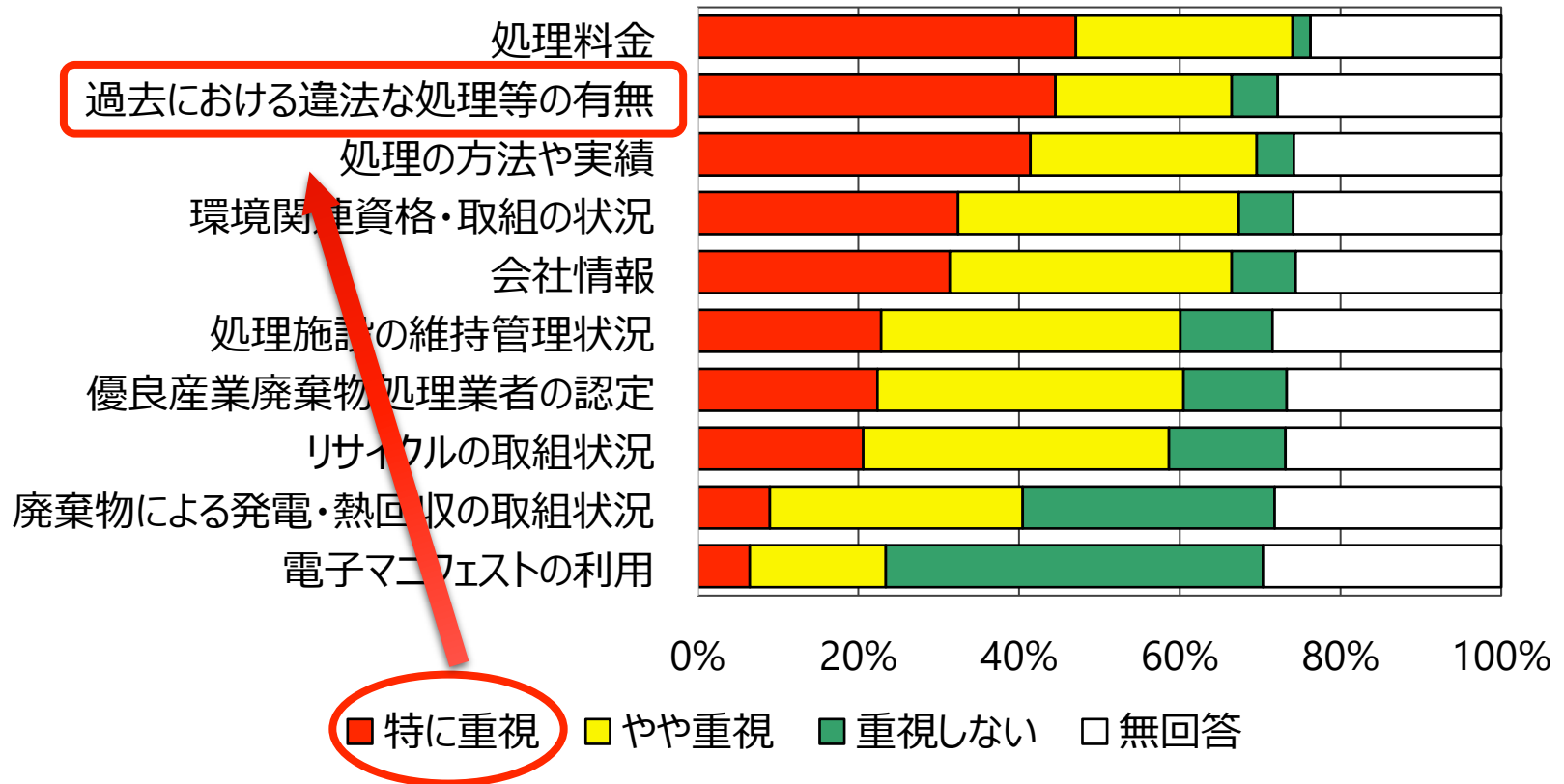
- ◎ 交付が廃棄物の引き渡しと同時ではない（後で交付すればよいと思っていた等）
- ◎ 複数種類の産業廃棄物※を1つのマニフェストに記載している
  - ※シュレッダーダストなどの発生段階から分別不可なものは除く
- ◎ マニフェストのA票ごと、処理業者に渡している（控えを保持していない時期がある）



さて、処理業者は  
無関係？

# 排出者が求める処理業者①

今の時代、遵法性の高い企業が求められる！  
したがって、企業（排出事業者）に求められるのも、  
**遵法性の高い処理業者**です！



# 排出者が求める処理業者②

遵法とは言っても・・・

委託契約やマニフェストは、正しい知識のもと運用されなければならないが、廃棄物初心者（初心者でなくとも？）の排出事業者には中々難しいところ。遵法性が重視される時代、**求められる処理業者の姿**とは？

①

契約書の記載内容  
マニフェスト運用等  
教えます。



処理業者



排出事業者

②

排出者責任は、おたくが  
果たすべきもの。  
作成等はお任せします。



処理業者



排出事業者

③

契約書？マニフェスト？  
うちはそんな面倒ごとは  
不要です。



処理業者



排出事業者

# 処理業者の責任

また、排出者責任とはいえ・・・

- 処理業者についても、違反行為をした者、他人の違反行為を助けた者は事業停止命令等の行政処分の対象になりえます。  
また、情状が特に重いつきは許可取消の対象にもなり得ます。

例えば・・・

- マニフェストの交付自体は排出事業者の責任。しかし、マニフェストの交付を受けないまま、廃棄物の引き渡しを受けた場合

☞法第12条の4第2項違反（罰則規定あり）

- 委託契約書を作成しなかった場合

☞直接的な指導対象は排出事業者だが、  
例えば右図のように処理業者が、排出事業者の違反行為を唆す、助ける等をしていた場合は、  
行政処分の対象になり得る。

契約書？  
うちはそんな面倒ごととは  
不要です。



処理業者

- ・委託契約書の作成
- ・マニフェストの交付

処理業者は排出者が違反行為を  
しないように促す必要がある！

# 委託契約書、マニフェストは適正処理の基本！

- 県内でも委託契約書やマニフェストに関する不適正な処理が相次いでいます。
- 委託契約書は、計画的に処分業者や運搬先などを選定して処理を行うために重要。
- マニフェストは正しく産業廃棄物が処理されたことの記録として重要。
- 立入検査では不適正な疑いがあるかに関係なく、[委託契約書とマニフェストを詳しく検査する](#)ことがありますので、ご協力をお願いします。



# 不適正処理・行政処分事例

～マニフェスト関係をピックアップ～



# 全国事例ピックアップ①

## ●マニフェスト違反で停止命令（三重県）

対象の処理業者は、受入廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、処分終了日および最終処分終了日を記載し、産業廃棄物管理票の写しを排出事業者に送付していたことが判明した。

これが、**法第12条の4第3項の規定に違反した。**

# 全国事例ピックアップ②

## ◎マニフェスト違反で停止命令（東京都）

対象の処理業者は、排出事業者から産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物（廃プラスチック類、動植物性残さ）の引き渡しを受けた。

その結果、**法第12条の4第2項の規定に違反**し、当該廃棄物の一部が東京23区一部事務組合新江東清掃工場に持ち込まれ、同工場の業務に一時支障を生じさせた。

# 全国事例ピックアップ③

## ●マニフェスト違反で停止命令（愛知県）

対象の処理業者は、産廃の廃プラスチック類の引き渡しを受け、これを積載した大型貨物車両にマニフェストを備えずに運搬していたことが、三重県内の路上検査で確認された。同業者からの報告書により、この他にも少なくとも45回はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物を引き受け、運搬を行ったことが判明している。

これが、**法第12条の4第2項の規定に違反した。**

# 長崎県の事例①

## ◎平成29年度事例

### ・排出事業者からの問い合わせにより発覚



排出事業者

6月の manifests の報告書作成のため、manifests に記載された処分業者に問い合わせたけど、確認したい manifests 番号に該当する廃棄物は受け入れていないと言われてしまった。  
弊社はどうしたら？

調査したところ、関係した収集運搬業者が、以下の違反行為をしていたことを確認。

- ① 再委託基準違反
- ② manifests の虚偽記載、虚偽 manifests の送付

【①、②について】

指定された処分業者(A)とは別の処分業者(B)に持ち込んでいたが、manifests には処分業者(A)で処理したように記載。  
処分業者(B)には自社物として新たな manifests を交付。

- ③ manifests の交付を受けないまま運搬を受託など



**事業停止 90 日の行政処分**

# 長崎県の事例②

## ◎平成30年度事例

### ・処分業者への立入検査により発覚



この廃棄物  
どこの？  
マニフェスト  
みせて。



事業場内に廃棄物は存在するのに、  
マニフェスト上では処分済みで、排出  
事業者にD票が返却されている。  
なぜ??

調査したところ、産業廃棄物の処分業者が、以下の違反行為をしていたことを確認。

- ① 再委託基準違反
- ② マニフェストの虚偽記載、虚偽マニフェストの送付

【①、②について】

処分を受託した廃棄物について実際には処分せず、他社に自社物として処理委託。  
マニフェストは自社で処分したかのように記載し、排出事業者に返送。



**事業停止90日の行政処分**

# 優良産廃処理業者について

# 優良産廃処理業者認定制度



産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事・政令市長が認定し、通常5年の許可の有効期間を7年とする特例を付与する制度

（改正廃棄物処理法、平成23年4月1日施行）

# 優良産廃処理業者認定制度



- 都道府県・政令市に申請書類提出→審査・認定
- 通常の許可基準より厳しい基準（優良基準）
- 許可証ごとに認定

## 【参考資料】

- ▶ 環境省『優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月）』（令和2年10月改訂）
- ▶ ネット動画  
『優良産廃処理業者認定制度～産業廃棄物の適正処理に向けて』  
環境省YouTubeチャンネル  
<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>



# 優良産廃処理業者認定制度 活用のメリット

優良認定業者のメリット	排出事業者のメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>① 許可の有効期間が<u>7年間</u>に延長 (通常は5年間)</li><li>② 許可証の<u>優良マーク</u>で排出事業者へアピール</li><li>③ <u>環境配慮契約法</u>により公共入札の参加資格で優位に</li><li>④ <u>優良さんばいナビ</u>による情報発信</li><li>⑤ 財政投融資による優遇措置 (日本政策金融公庫 <u>低利融資</u>)</li><li>⑥ 許可申請時の添付書類を一部省略可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 排出事業者責任の履行 (注意義務) → <u>本制度を活用して比較・選定した記録 (社内文書) で安心な委託を</u></li><li>② 優良認定業者に委託している場合は、処理状況を公表情報により間接的に確認可能 → <u>実地確認の項目や頻度を減らして管理負担低減へ</u></li><li>③ インターネット上で容易に優良な処理業者を探し、詳細情報を得ることにより安心して優れた委託先候補を選択可能 → <u>優良さんばいナビの活用</u></li><li>④ <u>多量排出事業者報告</u>に優良認定業者への委託量を記載し、環境に配慮した事業活動の実施をアピール</li></ul>

# 優良認定産廃処分業者への優遇措置

## ○廃プラスチック類の保管上限について

- ・優良認定を受けた廃プラスチック類の処分業者については、廃プラスチック類の保管上限を従前の2倍とすることができる。(令和元年9月4日施行)

対象 : 優良認定を受けた廃プラスチック類の産業廃棄物処分業者

行為 : 廃プラスチック類の処理施設において、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合 ※積替え保管行為は対象外

上限 : 廃プラスチック類の処理施設の1日当たりの処理能力に2.8を乗じて得られる数量 (従前は1.4を乗じて得られる数量)  
また、廃プラスチック類は他の廃棄物とは区別して保管すること

届出 : 当該法改正により保管場所に関する事項 (所在地、保管面積、保管上限等) を変更した場合は、変更届を提出すること

# 優良産廃処理業者認定制度の改正

## 令和2年2月25日施行

- ・優良認定基準のうち、「**遵法性に係る基準**」の**チェック期間の改正**  
(変更前) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと。  
(変更後) 従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないこと。
- ・優良認定処理業者としての**更新許可申請の任意申請が可能**  
⇒「**優良認定の申請のタイミング**」を参照

## 令和2年10月1日施行

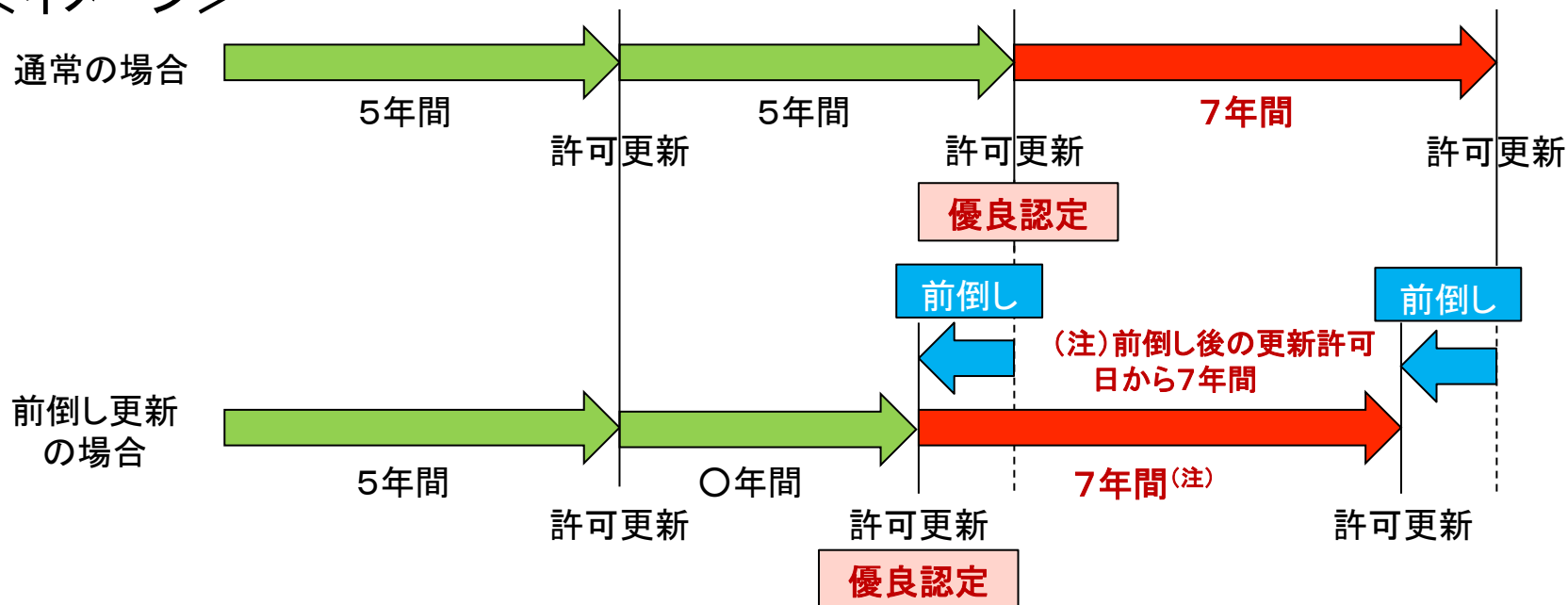
- ・**優良認定基準の改正**  
(主な改正点)
  - ①「**事業の透明性に係る基準**」の基準項目として「**持出先の開示の可否の公表**」の追加  
産廃処分業者が、その処分後の産業廃棄物の持出先（氏名又は名称及び住所）の予定を、当該処分業者に廃棄物の処分を委託しようとする者に対して開示することの可否の公表が必要
  - ②「**財務体質の健全性に係る基準**」のうち**自己資本比率の基準の見直し**  
直前3年の各事業年度における貸借対照表上の自己資本比率が零以上という要件を追加

# 優良認定の申請のタイミング

## □ 許可更新時に申請

→5年以上継続して許可を受けている産廃処理業者の場合、  
現在受けている許可の更新期限の到来を待たずして、優良認定  
を伴う許可の更新申請を行うことが可能（R2.2.25以降）

<イメージ>



# 優良な産廃業者育成のためのセミナー

令和元年度から長崎県では、排出事業者が安心して委託でき、次代の産業廃棄物業界を担う業者の育成を支援すべく、**優良な産廃業者育成のためのセミナー**を開催しております。

今年度のセミナーの内容は以下のとおり。  
専門の講師をお招きして、毎回異なるテーマでセミナーを行っております。

## 【第1回】 令和5年11月17日開催

時間	テーマ	講師
14:00~ 16:00	・地域における当社の存在意義・役割について	株式会社真田ジャパン

R5年度は第2回セミナーについても開催予定としております。

また、来年度も開催予定としておりますので、参加をご検討いただければ幸いです。

その他

# 処理困難通知(書面)制度

- 収集運搬業者及び処分業者は、委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬や処分を適正に行うことが困難となったときや、困難となるおそれがあるときは、その理由が生じた日から10日以内に、排出事業者や中間処理業者など(委託実施者)に書面で通知しなければならない。  
(通知文書の写しは5年間保存する。)
- 排出事業者や中間処理業者など(マニフェスト交付者)は、上記の処理困難通知を受け取ったときは、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

# 欠格要件について

## ～刑罰の軽重と欠格要件について～

行政罰

刑罰

[軽] 過料 ⇒ 科料 ⇒ 拘留 ⇒ 罰金 ⇒ 禁固 ⇒ 懲役 ⇒ 死刑 [重]

欠格要件には  
ならない  
(セーフ)

特定の  
法律の  
み欠格  
要件

いかなる法律であろうと  
欠格要件  
(アウト)

- 過料(あやまちりょう): 刑罰非該当: スピード違反など
- 科料(とがりょう): 刑罰該当: 千円以上1万円未満の罰金(刑法第15条)
- 罰金: 1万円以上の罰金(刑法第17条): 執行猶予の制度あり(適用は稀有)
- 禁固: 労役を伴わない: 執行猶予の制度あり
- 懲役: 労役を伴う: 執行猶予の制度あり



# 欠格要件に該当した場合は届出義務があります！

## 法第14条の2第3項

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

⇒ 届出義務違反（第29条）

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

※「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者」として欠格要件に該当した場合を除く。

欠格要件に該当するかもしれない事態があった場合は、すぐに県立保健所または資源循環推進課にご連絡ください！

# 欠格要件について

## ～五年を経過しない者～

① ＊ ＊ の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

■ 刑に処せられとは？

“有罪判決が確定”という意味で、実刑判決、執行猶予付き判決の確定をいう。

■ 懲役刑、禁固刑の刑期の終了から5年間、罰金を納付してから5年間は欠格者。

■ 執行猶予付きの判決の場合、何事もなく執行猶予期間を終了すれば、刑自体がなくなるため欠格者とはならない。

※ 刑の執行期間中、執行猶予期間中は当然欠格者に該当します。

② 廃棄物処理法上の重大違反、犯歴者等による欠格該当により許可が取り消された者であって、取消処分後五年を経過しない者

■ 取消処分後5年間を経過しない者とは？

・ 処理業者（個人、法人）、法人の役員が廃棄物処理法上重大な違反（不法投棄、違法焼却等）を行ったことにより取消処分となった場合

・ 処理業者（個人、法人）、法人の役員が犯歴者（軽微犯歴者（傷害罪など）を除く。）、暴力団員等、暴力団員等が支配する者として欠格該当し取消処分となった場合

→ その処理業者（個人、法人）及び法人の場合はその役員も該当

# 申請等の様式・省略書類について

申請書・届出書の様式・記載例、必要書類一覧やよくある質問など、次のページで公開しています。

手続きについては随時見直しをしていますので、更新の際などのご確認ください。（最近の見直し例 事務所の登記簿の添付不要 など）

## ● 資源循環推進課ホームページ

県庁トップページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/>） → 組織で探す → 県民生活環境部 枠内「資源循環推進課」 → 産業廃棄物処理業許可に係る申請手続きのご案内

## ● 申請書ダウンロードサービス

県庁トップページ（<http://www.pref.nagasaki.jp/>） → 横長の青枠内「電子申請」 → 「申請書ダウンロードサービス」 → 県民生活環境部 → 資源循環推進課

# よくある質問 変更届が必要なとき

- 氏名又は名称
- 役員、大口株主、大口出資者、政令使用人など (講習会修了者が不在にならないよう注意)
- 事務所及び事業場の所在地
- 事業の用に供する施設（車両、設置許可対象外処理施設など。ただし運搬容器を除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模
- 産業廃棄物収集運搬業における積替保管場所、産業廃棄物処分量における保管場所に関する次の事項
  - ・所在地
  - ・面積
  - ・保管する産業廃棄物の種類
  - ・積替保管（処分）のための保管上限（量）
  - ・保管の高さ
- 長崎市・佐世保市の積替え保管の許可の有無（収運業者のみ）

# よくある補正① 日付が無い

- 申請書第一面
- 様式第六号の添付書類第4面（収運）、様式第七号の4（処分）の現在の従業員数欄の上
- 誓約書
- 講習会修了証の写しの台紙

以上、日付が記載されていないことが多いのでよく確認してください。

## よくある補正② 不整合・不明確

- 各様式間で異なる内容となっていることがあります。  
(車両、容器、品目の組み合わせ。処分後の廃棄物をどの業者へ持っていくのか。など)
- 省略されていて具体的にわからない場合があります。  
(○○の車両で「がれき類等」を運ぶ→「等」が何かわからない。など)

「品目と容器の組み合わせは様式××に記載のとおり」、  
「車両○○は許可された全ての廃棄物を運搬する」  
などの記述は可ですので、間違いが減るようお願いします。

# 移動式の処理施設に関する勘違い

移動式の許可があれば、どんな場所でも処理できる！

「移動ができるよう設計されている施設だから」又は「移動式の許可を有しているから」、自社事業場内の設置場所を自由に変更できる！

と思っている方、その認識は誤りです！！

## 【移動式の処理施設とは】

- ・移動できるよう設計されたもの
- ・産業廃棄物の発生（排出）場所において処理するもの



誤った認識により排出現場外に設置した場合、又は、事業場内の本来の設置場所から許可を得ずに移動させて設置した場合



**無許可の設置（設置場所の無許可変更）  
となる可能性があります！**

※移動式（排出場所）以外で使用する場合は固定式となりますが、固定式の場合、環境影響評価（アセス）を行った場所が設置場所となり、そこから設置場所を移動させる場合は手続きが必要です。

# 廃棄物処理施設の 更新、交換時の手続き

「廃棄物処理施設設置許可」とは？

「廃棄物処理施設」に対する許可ではなく、  
「廃棄物処理施設設置という行為」に対する許可です。

つまり...

同一の廃棄物処理施設に更新をする場合、当初の設置許可は有効なため、設置に関する計画や維持管理に関する計画に変更がなければ、あらためて設置許可等を受ける必要はありません。

※施設更新後は使用前検査を受ける必要があります。

廃棄物処理施設の更新、交換の内容次第では**設置許可等が必要になる場合があります**ので、更新、交換を考えている場合は早めに**最寄りの保健所**または**資源循環推進課**へご相談ください。



# 石綿含有産業廃棄物関係

## 「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）」への対応

（令和3年3月改定）

- 石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となったものは、その施工方法に関わらず石綿含有産業廃棄物に区分され、除去の工法によっては「汚泥」に該当する場合があります。
- 石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となっても、石綿含有成形板が産業廃棄物となったものより比較的飛散性の高いおそれがあるため、取扱いに留意する必要があります。
  - ・排出時：耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと
    - ※こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい
  - ・収集運搬時：二重こん包の状態のまま運搬すること
  - ・最終処分時：安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（汚泥等）に該当する場合は管理型又は遮断型最終処分場で処分すること  
袋又は容器等に入れたまま埋立てを行うこと  
重機等によりその袋又は容器等を破損しないよう留意すること
- 石綿含有産業廃棄物である汚泥を取り扱う場合は、事業の範囲に「汚泥」及び「（石綿含有産業廃棄物を含む。）」が含まれている必要があります。

# 新型コロナウイルス感染症の位置づけ

## ◎ 新型コロナウイルス感染症の位置づけ

- ・令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが**新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更**されました。
- ・これに伴い、基本的な感染対策については、**個人や事業者の判断に委ねる**ことが基本となり、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組む形となりました。
- ・なお、**廃棄物処理に関する各主体が感染症対策に取り組むうえで有用であるとし、環境省等で引き続きガイドラインが掲載されています。**

### ● 環境省ガイドライン・マニュアル等

- ・『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年9月（令和3年6月一部改定））』
- ・『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月）』
- ・『廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A』 等

### ● その他ガイドライン

- ・『廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（第4版）』  
（（一財）日本環境衛生センター・（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）
- その他、環境省ホームページに各種通知、マニュアル等が掲載されています。

## ◎ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

- ・令和5年度は**オンライン形式**（オンライン講義と会場試験を組み合わせた講習会）及び**対面形式**（会場で講義と試験を受ける講習会）の2つの形式で開催  
⇒ **計画的な受講をお願いします。**

# 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について (留意事項)

○建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知（平成23年3月30日付け環廃産110329004号）で「**建設廃棄物処理指針（平成22年度版）**」が示されています。

○また、指針の中で、安定型産業廃棄物の取扱いについて、「安定型産業廃棄物のように見える物であっても、～**廃棄物となる際に安定型産業廃棄物になる物とならない物からなる複合材が廃棄物となったもの**（例えば木片や木材繊維を含むセメント板、紙粉を圧縮した後にセメントで固めたもの）、～は、**安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。**」と示されています。

例) **窯業系サイディング**：外壁材として用いられる。  
セメント質原料及び繊維質原料（パルプ・木繊維）を主原料としている。

○建設工事から生ずる廃棄物について、安定型最終処分場に搬入する際には、**廃棄物の性状を十分確認のうえ**、適正に処理を行っていただきますようお願いいたします。

# 事故の未然防止

近年、県下において廃棄物処理業者の事業場において、廃棄物処理施設等の**運転中の事故**や**火災**等が発生しています！

万一事故が発生した場合に備えて、**連絡体制の確立**や、**事故対応マニュアルの策定**など、事故発生時に迅速な対応ができるように社内体制の整備をお願いします。

(参考)「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」

(環境省 平成18年12月)

まずは、事故が起こらないように事業場内の**危険な場所の把握**や、事業場内の**設備の適切な維持管理**に努めるようお願いします。

# (参考) プラスチック資源循環法



## 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の概要

第204回通常国会で成立  
令和3年6月11日公布  
令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

### ■ 背景









- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化する必要がある。**

### ■ 主な措置内容

#### 1. 基本方針の策定

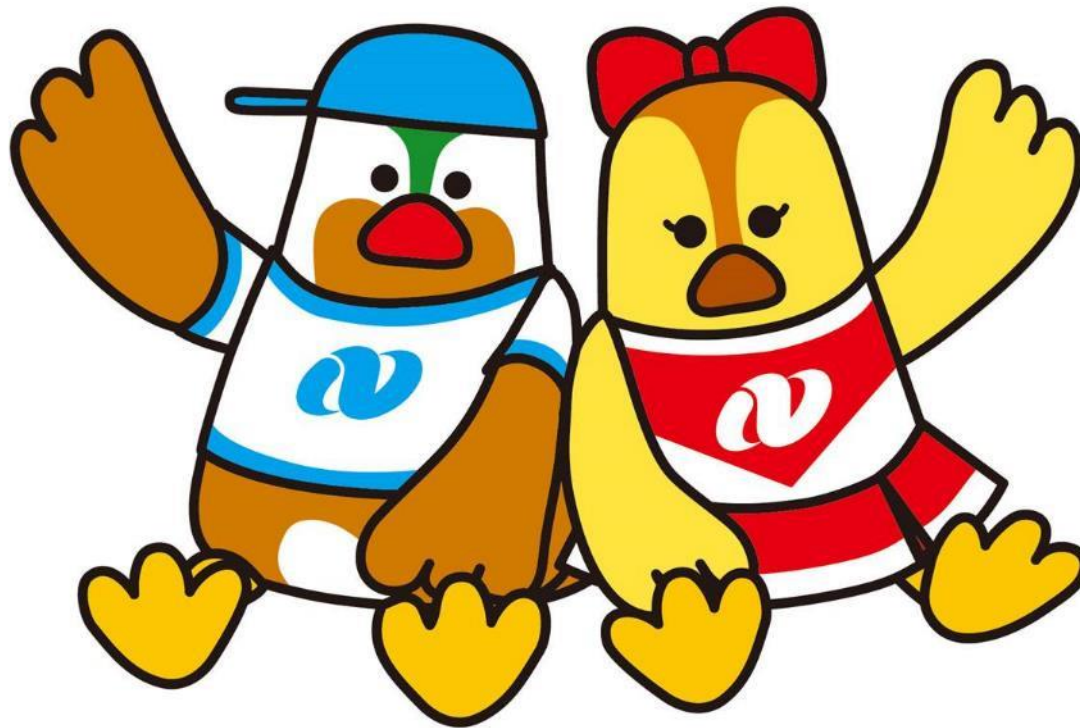
- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。
  - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
  - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
  - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

#### 2. 個別の措置事項

設計・製造	<b>【環境配慮設計指針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;付け替えボトル&gt;</p>			
販売・提供	<b>【使用の合理化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;ワンウェイプラスチックの例&gt;</p>			
排出・回収・リサイクル	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"> <b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> <li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;プラスチック資源の例&gt;</p> </td> <td style="width: 33%;"> <b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;店頭回収等を促進&gt;</p> </td> <td style="width: 33%;"> <b>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> </table>	<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> <li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;プラスチック資源の例&gt;</p>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;店頭回収等を促進&gt;</p>	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【市区町村の分別収集・再商品化】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> <li>● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;プラスチック資源の例&gt;</p>	<b>【製造・販売事業者等による自主回収】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>  <p>&lt;店頭回収等を促進&gt;</p>	<b>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。</li> </ul> </li> <li>● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。</li> </ul> </li> </ul>		

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行



ご静聴ありがとうございました。